

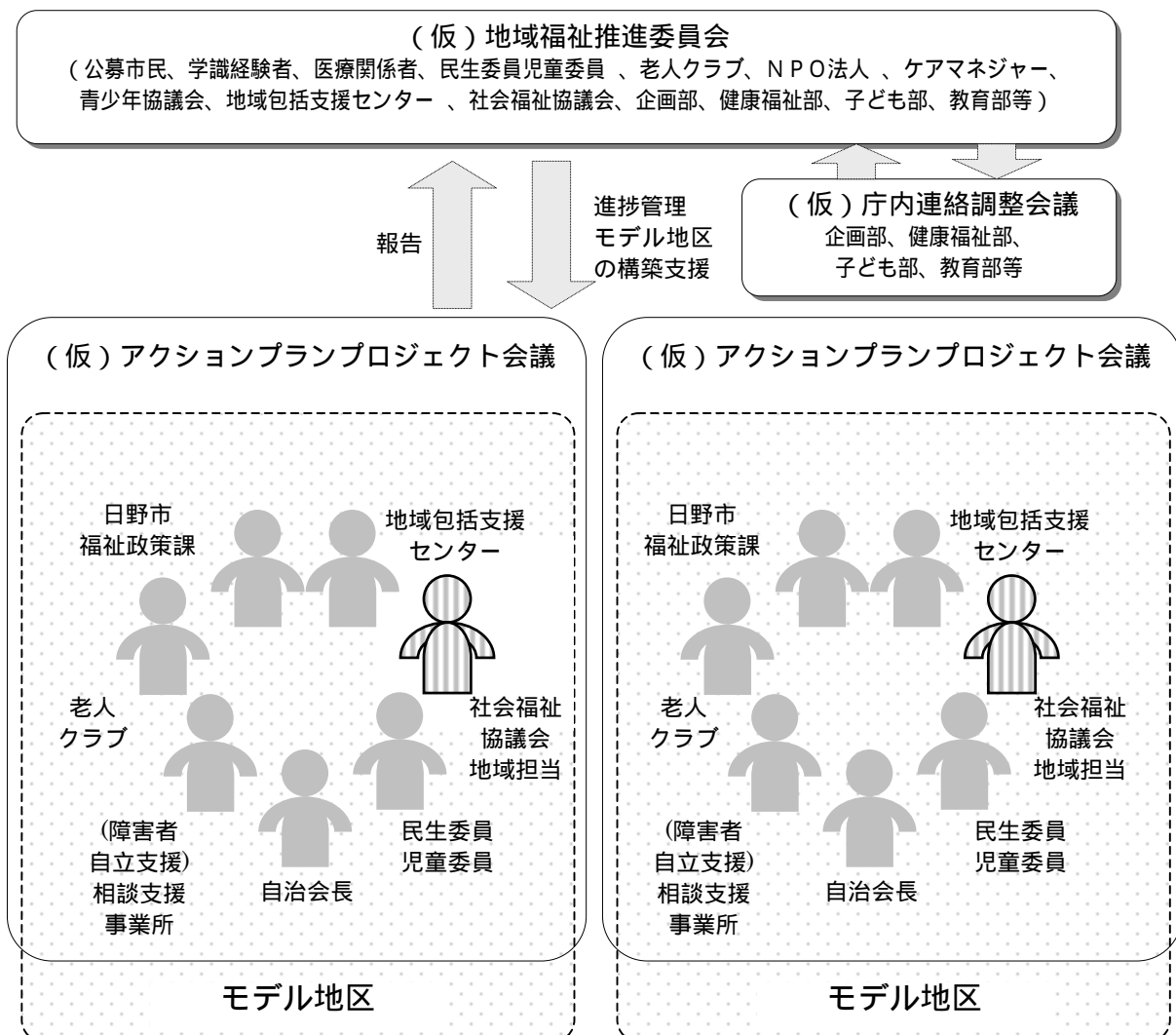
第7章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画は、福祉政策課をはじめとした幅広い分野にわたる関係機関や市民の有機的な連携や緊密な調整を行い、アクションプラン に取り組みます。

地域福祉セーフティネットプログラム、地域福祉いきいき活動プログラム、情報発信プログラムの実施に向け、地域の状況に応じた関係団体で構成した（仮）アクションプランプロジェクト 会議をモデル地区に設置し、アクションプランを推進していきます。

また、市や関係機関と住民代表で構成する「（仮）地域福祉推進委員会」と「（仮）庁内連絡調整会議」により、地域福祉計画の進捗管理とモデル地区におけるアクションプランの実現に向けた支援検証を行います。



会議内容と役割

会議名	会議内容・役割
(仮) 地域福祉推進委員会	・第2期地域福祉計画で位置づけられているアクションプラン※の進捗管理、実現のためのアドバイスやサポートをする。 ・アクションプランの実現に向け、各委員が所属する組織からの意見徴収を行う。 ・庁内連絡調整会議及びアクションプランプロジェクト※会議に対して助言を行う。
(仮) 庁内連絡調整会議	・アクションプランの実現に向け、庁内の関連する課における情報の共有化と連携強化、庁内調整を行う。 ・アクションプランの実現に向け、既存の事業との役割分担など調整を行う。
(仮) アクションプランプロジェクト会議	・地域におけるアクションプランの実現に向け、組織体制、仕組みづくりなど、地域の社会資源※を活用した具体的取り組みの検討を行う。 ・地域住民の意見を聞き検討を行う。